

豊川市ホテル・バンケットルーム出店奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光交流人口の増加、滞在時間及び消費額の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、市内において宿泊施設又はバンケットルーム（以下「宿泊施設等」という。）を新たに設置して事業を行う者に対し、市の予算の範囲内で交付するホテル・バンケットルーム出店奨励金（以下「奨励金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びこれに付帯する施設をいう。
- (2) バンケットルーム 大規模な会議、展示会、宴席等の用に供する施設をいう。
- (3) 複合施設 宿泊施設等に遊興施設、物品販売施設その他の施設が複合的に併設された施設をいう。
- (4) 設置事業者 市内において新たに宿泊施設等を設置（既存施設を新たに取得し、改修を行い設置する場合で、市長が認めるものを含む。以下同じ。）し、運営しようとする法人又は個人（受託事業者に運営させようとする法人又は個人を含む。）をいう。
- (5) 受託事業者 設置事業者から委託を受け宿泊施設等を運営しようとする法人又は個人をいう。ただし、運営に関する業務の一部を受託する者を除く。
- (6) 新規雇用従業員 宿泊施設等の設置に伴い、第8条の規定による事業者の認定日から宿泊施設等の開業日の1年後の日（以下「雇用基準日」という。）までの間に、当該宿泊施設等の運営に従事するため新たに雇用された者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する被保険者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 雇用基準日から1年以上継続して雇用されていること。
 - イ 雇用日から雇用基準日の1年後の前日までの間、継続して市内に住民登録をしていること。
 - ウ 複合施設の場合は、宿泊施設等の運営に専従する者であること。

(奨励金の種類)

第3条 奨励金の種類は、次のとおりとし、第8条の規定による認定を受けた設置事業者又は当該設置事業者の受託事業者を交付対象とする。

- (1) 宿泊施設等設置奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

(交付対象となる宿泊施設等)

第4条 奨励金の交付の対象となる宿泊施設等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 宿泊施設については、客室数は50室以上設置し、観光・ビジネス等の利用に応える施設であること。
 - (2) バンケットルームについては、宴席は単一の会場において着席により100席以上の対応が可能な施設であること。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設でないこと。
 - (4) もっぱら宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う施設でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊施設等について、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

- (1) 本市又は国若しくは他の地方公共団体等からのこの奨励金と同様の補助等を受け、又は受けようとする施設である場合
- (2) 公序良俗に反する事業、奨励金の交付対象として社会通念上不適切であると判断される事業等に使用されるおそれがあると認められる施設である場合(交付対象となる設置事業者及び受託事業者)

第5条 奨励金の交付の対象となる設置事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宿泊施設等の建物を自己所有すること。
- (2) 宿泊施設等を自己所有の土地又は借地権を有する土地において整備すること。なお、借地の場合は、10年以上の借地契約であること。
- (3) 宿泊施設等の設計・建設又は運営に関し、十分な資金力を有すること。
- (4) 自ら運営を行う場合は、宿泊施設については概ね10年以上、バンケットルームについては概ね3年以上の飲食店等の運営実績を有すること。
- (5) 開業後少なくとも10年間営業を継続する意思を有すること。
- (6) 市税等を滞納していないこと。
- (7) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (8) 事業主体及び法人の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (10) 本市の観光振興、地域貢献活動に積極的に参加し、又は協力する意思を有すること。
- (11) 宿泊施設等の建設、事業の運営にあたり、その他必要な法令等に定めのある

手続きを経ること。

(12) 受託事業者に運営させる場合は、当該受託事業者は次項第2号から第4号までのいずれにも該当する者であること。

2 奨励金の交付の対象となる受託事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 宿泊施設等設置奨励金については、宿泊施設等の償却資産を自己所有すること。

(2) 宿泊施設等の運営に関し、十分な資金力を有すること。

(3) 宿泊施設については概ね10年以上、バンケットルームについては概ね3年以上の運営実績を有すること。

(4) 前項第6号から第11号までのいずれにも該当する者であること。

(奨励金の額等)

第6条 奨励金の額及び算定方法等は、別表のとおりとする。

(事業者の認定申請)

第7条 設置事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付の対象となる宿泊施設等（以下「対象施設」という。）の設置に係る工事に着手する日の30日前までに、ホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 設置事業者の概要書

(3) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票抄本

(4) 定款又は規約の写し

(5) 土地の所有者を特定できる書類（登記事項証明書（全部事項証明書）、借用契約書の写し等）

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し

(7) 対象施設の見取図、施設配置図及び施設平面図

(8) 対象施設の建築費の見積書の写し

(9) 直近3年分の決算報告書

(10) 市税等の課税・納付確認に関する同意書

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類のほか、対象施設の運営を受託事業者に行わせる場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 受託事業者の概要書

(2) 受託事業者の法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票抄本

(3) 受託事業者の定款又は規約

(4) 受託事業者の直近3年分の決算報告書

(5) 受託事業者の市税等の滞納のないことを確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(事業者の認定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定の決定をしたときは、その旨をホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定通知書(様式第2号)により、不認定の決定をしたときは、その旨をホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者不認定通知書(様式第3号)により、認定の申請をした設置事業者に通知するものとする。

(届出の義務)

第9条 前条第2項の規定により認定の決定の通知を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、次の各号に該当したときは、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 対象施設の設置に係る工事に着手したとき 工事着手届(様式第4号)

(2) 対象施設の設置に係る工事が完了したとき 工事完了届(様式第5号)

(3) 対象施設の営業を開始したとき 営業開始届(様式第6号)

(認定内容の変更等)

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、ホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定内容変更等申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 認定の申請の内容に著しい変更があるとき。

(2) 対象施設の全部又は一部の営業を休止するとき。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定内容変更等承認通知書(様式第8号)により、不適当と認めるときは、ホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定内容変更等不承認通知書(様式第9号)により認定事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 認定事業者(対象施設の運営を委託する場合にあっては、当該認定事業者の受託事業者。以下両者をあわせて「認定事業者等」という。)は、1回目の宿泊施設等設置奨励金の交付を受けようとするときは、対象施設の営業を開始した日以降、最初に課税された年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に、ホテル・バンケットルーム出店奨励金交付申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定通知書の写し

(2) 市税等の課税・納付確認に関する同意書

(3) 固定資産税・都市計画税課税明細書及び償却資産申告書の写し

(4) 土地を借り受ける場合にあっては、固定資産公課証明書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 認定事業者等が2回目以降の宿泊施設等設置奨励金の交付を受けようとするときは、当該年度の4月1日から6月30日までの間に前項の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 認定事業者等は、雇用促進奨励金の交付を受けようとするときは、新規雇用従業員を雇用基準日から1年以上継続して雇用した日が属する年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に、第1項に定める書類（受託事業者においては、第3号及び第4号を除く。）のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新規雇用従業員の名簿（氏名、住所、所属する事業所、雇用年月日等の記載があるもの）

(2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

(3) 継続雇用を明らかにする書類

(4) 新規雇用従業員の住民票

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときはホテル・バンケットルーム出店奨励金交付決定通知書（様式第11号）により、不交付を決定したときはホテル・バンケットルーム出店奨励金不交付決定通知書（様式第12号）により、交付の申請をした認定事業者等に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付の決定に条件を付けることができる。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、第11条第1項、第2項又は第3項の規定による申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

（額の確定の通知）

第14条 規則第14条の規定による奨励金の額の確定の通知は、第12条第2項の規定に規定する交付決定の通知書の交付をもって、これに代えるものとする。

（奨励金の交付）

第15条 認定事業者等は、第12条第2項に規定する交付決定の通知書を受け取ったときは、速やかにホテル・バンケットルーム出店奨励金交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に奨励金を交付するものとする。

（認定の取消し等）

第16条 市長は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、当該認定事業者等に係る認定若しくは奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 認定事業者等又は認定事業者等が営む事業が第1条に規定する奨励金の交付の目的に適合しなくなったとき。
- (2) 事業計画書の内容に著しい変更があったとき。
- (3) 対象施設の全部又は一部の営業を休止し、又は廃止した状態にあると認めるとき。
- (4) 市税等を滞納したとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により、事業者の認定を受け、又は奨励金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。
- (6) 法令若しくはこの要綱の規定又は奨励金の交付の決定の際に付された条件に違反したとき。
- (7) 著しく信用を失墜する等、市との信頼関係を損なう行為を行ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は交付の決定を取り消すときは、ホテル・バンケットルーム出店奨励金事業者認定等取消通知書（様式第14号）により当該認定事業者等に通知するものとする。

（加算金及び遅延利息）

第17条 前条の規定により奨励金の返還を命じた場合における当該奨励金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第18条の規定の例による。

（権利の譲渡等の禁止）

第18条 認定事業者等は、奨励金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（財産処分の制限）

第19条 認定事業者等は、対象施設を、市長の承認を受けずに奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、開業後10年を経過した場合は、この限りでない。

（認定事業者の地位の承継）

第20条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に定める者が当該認定事業者の地位を承継しようとするときは、当該認定事業者又はその地位を承継しようとする者は、ホテル・バンケットルーム出店奨励金認定事業者承継承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 合併により消滅した場合 その合併後存続する法人又はその合併により設立された法人

- (3) 分割により事業を承継させた場合 その分割により事業を承継した法人
 - (4) 営業を譲渡した場合 その譲渡人
- 2 前項の申請書には、認定事業者の地位の承継を証明する書類その他市長が必要と認める書類等を添付しなければならない。
- 3 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定事業者の承継の可否を決定し、承認を決定したときはホテル・バンケットルーム出店奨励金認定事業者承継承認通知書（様式第16号）により、不承認を決定したときはホテル・バンケットルーム出店奨励金認定事業者承継不承認通知書（様式第17号）により、承継承認の申請をした者に通知するものとする。

（報告及び検査等）

- 第21条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し必要な報告をさせ、又はその職員に対象施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

(1) 宿泊施設等設置奨励金	
金額	① 対象施設の営業を開始した日以後、最初に課税された年度から起算して5か年度分の当該宿泊施設等に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に相当する額（1年度あたりの交付限度額は1億円とする。）
	② 対象施設の所在が中心拠点・地域拠点（豊川市立地適正化計画に規定された都市機能誘導区域）にある場合は100%、それ以外の場合は80%の額
	③ 複合施設の場合は、下記に掲げる算定方法により用途ごとの床面積で按分し、宿泊施設等の用に供する部分（以下「対象用途」という。）に係る固定資産税等に相当する額を算定する。
	④ 奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数の額を切り捨てるものとする。
複合施設の場合の算定方法	① 対象施設基準面積（以下「基準面積」という。） …ア+イ+ウの合計面積（1㎡以下切り捨て） ア 対象用途のみのフロア フロア全体の床面積（通路など共有部分を含む。） イ 対象用途と対象外用途が混在しているフロア 対象用途床面積+（共有部分床面積×対象用途床面積/（対象用途床面積+対象外用途床面積）） ウ 共有部分のみのフロア ウのフロア全体の床面積×（アとイの対象用途床面積）/（アとイのフロア全体の床面積）
	② 金額の算定…ア+イ+ウの合計金額 ア 土地 土地の固定資産税等×基準面積/延床面積 イ 建物 家屋の固定資産税等×基準面積/延床面積 ウ 償却資産 対象用途に必要な償却資産の固定資産税+ 共有部分の償却資産の固定資産税×基準面積/延床面積
(2) 雇用促進奨励金	
金額	対象施設に係る新規雇用従業員1人につき30万円（上限は1,200万円とし、1回のみ交付）
(3) 奨励金の交付は、1対象施設につき1認定事業者とする。ただし、運営を委託する場合は、宿泊施設等設置奨励金のうち受託事業者が所有する償却資産の固定資産税相当額分及び雇用促進奨励金について、受託事業者を交付対象者とする。	